

凡 例

1. 収録範囲

本目録は国史編纂委員会が〈對馬島宗家文書〉古文書として分類した 11,242 点の中から對馬藩政自体と、江戸幕府関連文書、明治期文書を中心に収録したものである。

2. 配列

古文書の内容別に分類して、各分類項目内では文書の登録番号順に配列した。

3. 記入形式

(1) 登録番号

- ア. 各文書の左側上段に記入した。
- イ. 登録番号は本委員会所蔵《對馬島宗家文書古文書類》に登録された番号と同一であり、閲覧時の請求番号に該当する。
- ウ. 同じ番号内に複数枚の古文書が入っている場合には〈登録番号—1, 2〉などの形式を採った。

(2) 発行人・受信人

- ア. 発行人は〈発：〉、受信人は〈受：〉で表示し、古文書に記載されたまま記入することを原則とした。但し、複数の場合には〈—ほか—人〉とした。
- イ. 発行人と受信人が未詳の場合には記載しなかった。
- ウ. 古文書に記載されていないが、発信人と受信人を推測できる場合には本文の内容を参照して（ ）内に補充・記入した。
 発：(日本国) 對馬州太守拾遺 平義達 (奉書)
 受：(朝鮮國禮曹大人 閣下)

(3) 年紀

- ア. 年紀の表記は古文書生産年月日を基準にしたが、文書上に記載されたままに記入することを原則にした。
- イ. 年紀が未詳である場合には記載しなかった。
- ウ. 年代が分かるものは理解の便宜上（ ）内に西紀暦と朝鮮国王の紀年を併記した。

(4) 古文書の大きさ

- ア. 文書の大きさは横×縦の規格で、大きさの単位である cm は省略した。
- イ. 古文書が破損していた場合には残存部分のみを記録した。

(5) 註記

註記は破損及び虫喰を主に記載したが、文書の内容から統一した文書が分離している場合には関連文書の番号やほかの事項などを記載した。

(6) 本文

- ア. 本文は古文書の原文を要約・整理したものである。
- イ. 用語は原文に記載されたまま記録することを原則とし、() 内のものは傍註で処理したものである。
 - ① 理解の便宜のための場合；彼国（朝鮮）、東武（江戸幕府）
 - ② 原文にはなく補充・挿入した場合；釜山（僉使）、東萊（府使）
- ウ. 判読が不可能な場合は□□□□と表示した。
- エ. 虫喰・破損などで判読が難しいが、推測可能な文字は□内に表記した。
- オ. 文書の形式
 - ① 文書の形式を知り得るものは本文の末尾に記載しており、古文書に記載されたとおりに記入することを優先とした。
 - ② 同一形式の文書や前後が切られているものは() して表記した。
 - ③ 古文書の作成や処理過程で発生した草案や写本（案文・控）、日本語翻訳文（和解）などは分かり得る範囲内で() 内に表記した。